



特集

もう、まちは汚さない！

「野山にごみがたくさん。水源は大丈夫？」「道路や公園はふんだらけ。うかつに歩けやしない」「春先になると街にごみが舞う。何とかして！」といった環境の改善を求める声が、市に寄せられています。

しかし、これらの原因の『不法投棄』、『ポイ捨て』『ペットのふんの放置』は、行政がいくらパトロールや啓発・指導に努めても、市民の皆さんの理解と協力がなくては解決へ向かうことはできません。

今月号の特集は、不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置についての現状や解決に向けた市民と行政の協働の取り組みなどを紹介するとともに、本年4月1日から施行される『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』の概要をお知らせします。



市民と行政の協働で、不法投棄を監視しましょう

「不法投棄の防止」

山林や原野などへの不法投棄が後を絶ちません。

特に、市内で不法投棄が多く見られるのは、山間部や道路沿い、橋の下など人目に付かない場所と、河川敷、海岸地域です。

廃棄された物を見ると、瀬戸物や鍋、新聞紙、雑誌など、日常生活の雑貨のほか、冷蔵庫、テレビ、バッテリー、タイヤ、消火器など、リサイクル法による手続きが必要なものやごみ処理にお金がかかるものも多く、お金の節約と面倒な手続きを省こうとする意図が感じられます。

しかし、わたしたちは、不法投棄は環境への犯罪であり、皆さんが払った税金で処理されるということをお忘れではありません。

市は、不法投棄の防止と早期発見のため、人目に付きにくい不法投棄の恐れがある場所に警告看板やバリケードを設置し、重点的にパトロールを行うとともに、広報紙などを通して市民の皆さんに監視と通報の協力を呼び掛けています。

また、市内を広く監視するため、市内郵便局とタクシー会社にも情報提供の協力をお願いしています。

不法投棄が発見された場合、市は、現場の調査を行い、投棄者が判明し

たときには、直ちに回収を命じます。特に悪質な場合には、警察署に通報し、連携をとって厳しく対処していきます。

ところが、昨年は4月から5月末にかけて、次々と不法投棄が発見されました。急ぎよ、市は『不法投棄防止強調月間』（7月12日～8月11日）を設け、室蘭警察署や登別市衛生団体連合会とともに、街頭啓発や不法投棄の多発地帯を重点としたパトロールを行いました。



▲街頭啓発

豊かな自然に恵まれた登別。しかし、わたしたちの目の届かないところで、山が、川が、海が汚されています。

行政の力だけではこの広い登別の土地を不法投棄から守ることは困難です。市民の皆さんと行政の『協働』により、監視の目を光らせ、このまちを不法投棄から守らなくてはなりません。